十　の家
十一　関連用庭
　補聴器　連用機電気マッ
十二　放射線及　器治療サ
　一本の工及　器一及び器、
　適業び　用規画　とな格像　る〇T診断

十　も六機
　の〇器　に一（日射線
　を一一本の工及
　除｜｜限る。）
　く。）適業び
　用規画
　とな格像
　る〇T診断

十　適業
　用規単
　とな格回使
　る〇六機器
十一　くの工業　に｜（日
　。）適用規格T一本
　用格一本　の〇一　除
十二　び器、　補聴器
　そ　の家　関庭用
　機電気マッ　器治サ　及ジ
十三　も六機　放射線
　の〇器　に一（日
　を一一本の工及
　除｜｜限る。）
　く。）適業び
　用規画
　とな格像
　る〇T診断

十　適業
　用規単
　とな格回使
　る〇六機器
十一　くの工業　に｜（日
　。）適用規格T一本
　用格一本　の〇一　除
十二　び器、　補聴器
　そ　の家　関庭用
　機電気マッ　器治サ　及ジ
十三　も六機　放射線
　の〇器　に一（日
　を一一本の工及
　除｜｜限る。）
　く。）適業び
　用規画
　とな格像
　る〇T診断
十四　も六機　放射線
　の〇器　に一（日
　を一一本の工及
　除｜｜限る。）
　く。）適業び
　用規画
　とな格像
　る〇T診断

○厚生労働省告示第三百九十四号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十一号）の一部を次のように改正し、平成二十六年一月一日から適用する。

平成二十五年十二月二十七日

厚生労働大臣　田村　憲久

別表Ⅱ区分０８０⑿を次のように改める。

⑿　頭蓋骨閉鎖用クランプ

①　一般型　38,200円

②　簡易型　18,600円

別表Ⅱ区分０８７⑷を次のように改める。

⑷　疼痛除去用（16極以上用）

①　標準型　1,600,000円

②　ＭＲＩ対応型　1,680,000円

別表Ⅱ区分０８７⑹を次のように改める。

⑹　疼痛除去用（16極以上用）充電式・体位変換対応型

①　標準型　1,980,000円

②　ＭＲＩ対応型　2,070,000円

別表Ⅱ区分１１２⑻を次のように改める。

⑻　トリプルチャンバ（Ⅱ型）

①　標準型　1,600,000円

②　ＭＲＩ対応型　1,670,000円

別表Ⅱ区分１３０⑴に次のように加える。

⑥　再狭窄抑制型　166,000円

別表Ⅱ区分１３３に次のように加える。

⑳　体温調節用カテーテル　27,900円

別表Ⅱ区分１３４⑴②に次のように加える。

ウ　ヘパリン使用型

ｉ　外部サポートあり　１㎝当たり3,530円

ⅱ　外部サポートなし　１㎝当たり2,590円

別表Ⅱ区分１４４⑴に次のように加える。

③　自動調整機能付き　4,300,000円

別表Ⅱ区分１４４⑵を次のように改める。

⑵　４極用

①　標準型　4,290,000円

②　自動調整機能付き　4,500,000円

別表Ⅱ区分１４８を次のように改める。

148　カプセル型内視鏡

⑴　小腸用　77,200円

⑵　大腸用　81,100円

別表Ⅱ区分１５７を次のように改める。

157　消化管用ステントセット

⑴　カバーなし　258,000円

⑵　カバーあり　258,000円

別表Ⅱ区分１８３を次のように改める。

183　血管内塞栓材

⑴　止血用　8,670円

⑵　動脈塞栓療法用　26,500円

⑶　動脈化学塞栓療法用　99,000円

別表Ⅸ⑶の表１１２⑹②の項の次に次のように加える。

112　ペースメーカー ⑻　トリプルチャンバ（Ⅱ型） ②　ＭＲＩ対応型 （薬事法承認番号） 22500BZX00368000	平成26年１月１日から 平成26年３月31日まで	1,710,000円

別表Ⅸ⑶の表１１７⑷②の項の次に次のように加える。

130　心臓手術用カテーテル ⑴　経皮的冠動脈形成術用カテーテル ⑥　再狭窄抑制型 （薬事法承認番号） 22500BZX00322000	平成26年１月１日から 平成26年３月31日まで	174,000円

別表Ⅸ⑶の表１４４⑴②の項の次に次のように加える。

144　両室ペーシング機能付き植込型除細動器 ⑴　単極又は双極用 ③　自動調整機能付き （薬事法承認番号） 22500BZX00320000	平成26年１月１日から 平成26年３月31日まで	4,410,000円
144　両室ペーシング機能付き植込型除細動器 ⑵　４極用 ②　自動調整機能付き （薬事法承認番号） 22500BZX00402000	平成26年１月１日から 平成26年３月31日まで	4,610,000円